

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合公印規程

昭和63年3月31日

訓令第1号

改正 平成16年12月訓令第1号

同 19年4月 同 第5号

同 20年7月 同 第6号

令和3年11月 同 第2号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合公印規程（昭和44年規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めのあるものを除くほか、本組合における公印の管理、使用その他公印の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（公印の名称等）

第2条 公印の名称、印材、書体、寸法、用途、数及び保管責任者は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 公印のひな形は、別表第2に掲げるとおりとする。

（公印の管理）

第3条 公印の管理に関する事務は、次に掲げるとおりとし、寮長がその事務を処理する。

(1) 公印の登録に関すること。

(2) 公印の保管に関すること。

(3) 公印の新調、改刻及び廃止に関すること。

（公印の新調、改刻及び廃止）

第4条 寮長は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、管理者の承認を得なければならない。

2 寮長は、すべての公印を公印台帳（別記様式）に登録しなければならない。

（不用公印の廃棄）

第5条 寮長は、改刻又は廃止により不用となった公印があるときは、当該不用となった公印を廃棄しなければならない。

2 寮長は、前項の規定による廃棄に当たっては、裁断、焼却その他適切な方法に

より、処分しなければならない。

(市の規程の準用)

第6条 前各条に定めるもののほか、公印の管理及び使用については、三条市公印規程（平成17年三条市訓令第8号）第6条から第8条まで及び第10条から第14条までの規定を準用する。この場合において、同規程第6条中「行政課長」とあるのは「寮長」と同規程第12条第1項及び第13条第1項中「、所属の課長の決裁を受けて保管責任者に」とあるのは「保管責任者に」と、同規程第14条中「行政課長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、公印の管理、使用その他公印の取扱いに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この規程は、昭和63年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この規程の実施前にこの規程による改正前の三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合公印規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、寮長は、この規程の実施後速やかに、すべての公印を第4条第2項の公印台帳に登録し、かつ、第6条において準用する三条市公印規程第6条の規定による告示を行わなければならない。

附 則（平成16年12月訓令第1号）

この規程は、平成17年1月1日から実施する。

附 則（平成19年4月訓令第5号）

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成20年7月訓令第6号）

この規程は、平成20年7月23日から実施する。

附 則（令和3年11月訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職 印

公印の名称	様式 番号	印材	書体	寸法 (ミリ メートル)	用途	保管 責任 者	個 数
組合管理者印	(1)	つげ	てん 書	方23	管理者名をもってする 文書	寮長	1
組合管理者職 務代理人印	(2)	ゴム	かい 書	方21	管理者職務代理人名を もってする文書	〃	1
組合副管理者 印	(3)	つげ	てん 書	方21	副管理者名をもってす る文書	〃	1
組合会計管理 者印	(4)	〃	〃	方23	会計管理者名をもって する文書	会計 管理 者	1
組合会計管理 者職務代理人 印	(5)	ゴム	かい 書	方23	会計管理者職務代理人 名をもってする文書	寮長	1
県央寮長印	(6)	つげ	てん 書	方18	寮長名をもってする文 書	〃	1
出納員領収印	(7)	ゴム	かい 書	径25	出納員名をもってする 領収	〃	1

別表第2（第2条関係）

職 印

管	△	護	南	三
理	施	老	蒲	条
者	設	人	広	燕
之	組	ホ	域	西
印	合	丨	養	蒲

様式(1)

職	設	老	南	三
務	組	人	蒲	条
代	合	ホ	広	・
理	管	丨	域	燕
者	理	△	養	・
印	者	施	護	西
				蒲

様式(2)

副	△	護	南	三
管	施	老	蒲	条
理	設	人	広	燕
者	組	ホ	域	西
印	合	丨	養	蒲

様式(3)

計	△	護	南	三
管	施	老	蒲	条
理	設	人	広	燕
者	組	ホ	域	西
之	合	丨	養	蒲
印	会			

様式(4)

者	組	人	蒲	三
職	合	ホ	広	条
務	会	丨	域	燕
代	計	△	養	西
理	管	施	護	蒲
者	理	設	老	南
印				

様式(5)

寮	△	老	広
長	県	人	域
之	央	ホ	養
印	寮	丨	護

様式(6)



様式(7)

別記様式（第4条関係）

公 印 台 帳

印		影		用		途	
名 称							
保管責任者							
調 製		年		月		日	
登 録		年		月		日	
使用開始		年		月		日	
改 刻		年		月		日	
廃 止		年		月		日	
				廃 棄		年 月 日	
				処 分			
摘 要							